

1. 事業の概要

競争的研究資金は、第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定。）において、研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に資するものとして、更なる拡充を目指すこと等が定められており、地球温暖化による我が国への影響および被害コストに関する総合的な知見を提供することにより、日本の中期目標決定に貢献する等、環境政策の推進に資する制度である。

従来、環境研究・技術開発推進費と地球環境研究総合推進費については、個別の分野ごとに研究を行ってきたが、近年これらの研究が地球環境問題との関係抜きでは成立しなくなってきた。そのため、越境汚染、自然環境、コベネフィット等の既存の枠をまたがる研究課題を実施しやすくし、分野横断的な新たな観点からの研究を促進するとともに、環境行政施策の推進上重要な課題についての大規模な研究の実施、その成果の活用を可能とするため、今回、環境研究・技術開発推進費と地球環境研究総合推進費を統合することとした。

2. 事業計画

広く産学民官の研究機関の研究者から公募により提案を募り、社会的必要性、科学的必要性、計画・実施体制の妥当性や費用対効果の妥当性等を外部有識者等による厳正な事前評価を行ったうえで実施課題を決定し、当該課題の提案者が所属する研究機関と委託契約を行い研究開発を実施している。

・研究の対象分野

- ア 全球システム変動(地球温暖化、オゾン層の破壊等)
- イ 環境汚染(公害、越境汚染)
- ウ 健康・生態リスク
- エ 自然・生態系保全・再生
- オ 持続可能な社会・政策研究

・研究の領域

- ア 戦略的研究開発領域（トップダウン型）：
先導的に重点化又は個別研究の統合化・シナリオ化を図るべき研究。
（研究期間は3年間又は5年間）
- イ 環境問題対応型研究領域（ボトムアップ型）：
個別又は複数の環境問題の解決に資する研究。
（研究期間は3年間（中間評価により2年延長の場合あり））
- ウ 課題調査型研究領域：
研究計画、手法等を予備的に調査する研究。
（研究期間は1年間）
- エ 革新型研究開発領域：
若手研究者を対象とした、特に新規性・独創性・革新性の高い環境研究及び先進的特定研究テーマに係る最新成果を評価・統合する研究。
（研究期間は1～2年間）
- オ 国際交流研究：
海外の優秀な研究者を招聘し、受け入れ機関において共同で行う研究。
（招へい期間は、3ヶ月～12ヶ月で、4回の延長が可。）

3 . 施策の効果

- ・環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進が図られる。
- ・環境行政施策の推進上重要な課題についての大規模な研究も実施可能となり、その成果の活用が促進される。
- ・申請手続きや審査プロセスが一元化、統一化され、申請者・事務局双方にとってより明快な制度になる。

環境研究総合推進費

環境研究・技術開発推進費

公害防止、環境リスクの低減、地域の自然環境保全等に資する環境研究・技術開発の推進を目的とした競争的研究資金

以下の分野を対象とし、公募により対象課題を選定

- ・公害による人の健康又は生活環境へのリスクの評価、低減又は良好な状態での保持
- ・リスク評価のための手法開発
- ・自然環境の適正な保全

地球環境研究総合推進費

地球環境政策を科学的に支えることを明確に指向した競争的研究資金

以下の分野を対象とし、公募により対象課題を選定

- ・全球システム変動(地球温暖化等)
- ・越境汚染(大気・陸域・海域・国際河川)
- ・広域的な生態系保全・再生
- ・持続可能な社会・政策研究
- ・その他の地球環境問題

統合

環境研究総合推進費

政策貢献指向型の競争的研究資金

以下の分野を対象とし、公募により対象課題を選定

- ・ 全球システム変動
- ・ 環境汚染
- ・ 健康・生態リスク
- ・ 自然・生態系保全・再生
- ・ 持続可能な社会・政策研究

分野横断的な研究の促進

従来は個別の分野ごとに研究を行ってきたが、近年これらの研究が地球環境問題との関係抜きでは成立しなくなってきている。越境汚染、自然環境、コベネフィット等の既存の枠をまたがる研究課題を実施しやすくし、分野横断的な新たな観点からの研究を促進する。

ルールの一元化

申請手続きや審査プロセスの一元化、統一化により、申請者・事務局双方にとってより明快な制度になる。

以上により、環境行政施策の推進上重要な課題についての大規模な研究も実施可能となり、その成果の活用が促進される。